

つくば市規則第31号

つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、市民等による自発的な地域まちづくりの活動状況に応じた支援を行い、市民等と市が相互に補完し合いながら、連携及び協力をして協働によるまちづくりを推進することにより、もって魅力的な地域社会の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域まちづくり 地域の特性を十分にいかした身近なまちの整備、改善、保全等又はルールづくりに向けて行う取組みをいう。
- (2) 市民等 市内において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等の所有権その他の権利を有する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等の所有権その他の権利を有する者をいう。
- (4) 課長等 つくば市行政組織規則（昭和62年つくば市規則第38号）第6条第4項及び第5項並びにつくば市教育委員会事務局組織規則（昭和63年つくば市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号に規定する課長又は室長をいう。
- (5) まちづくり構想 地域まちづくりを推進するため、地域住民等の意見を反映した構想をいう。
- (6) まちづくりルール 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条に規定する緑地協定又は景観法

(平成16年法律第110号) 第81条に規定する景観協定をいう。

(市民等への支援)

第3条 市長は、地域まちづくりを進める市民等を育成するため、次に掲げる支援をするものとする。

- (1) 地域まちづくりに関する普及及び啓発活動
 - (2) 地域まちづくりを発意しようとする市民等の相談に対する助言等
 - (3) 市民等に地域まちづくりに関する学習の機会、交流の機会及び情報の提供
- (地域まちづくりグループの登録)

第4条 市民等は、地域まちづくりに関する活動を行う団体を結成し、市長に地域まちづくりグループ創設届出書(様式第1号)を届け出ることにより、当該団体を地域まちづくりグループ(以下「グループ」という。)として市に登録することができる。

2 前項の規定にかかわらず、地域まちづくりグループ推薦書(様式第2号)により、課長等から推薦を受けた団体は、グループとして市に登録することができる。

3 前2項の規定による登録に必要な市民等の数は、5人(1世帯につき1人)とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、グループに対し、その活動の内容について報告又は説明を求めることができる。

(グループの登録の変更)

第5条 グループは、前条第1項の届出書又は同条第2項の推薦書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、地域まちづくりグループ登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(地域まちづくり推進団体の認定等)

第6条 第4条第1項及び第2項の規定により登録したグループで次に掲げる要件を満たしたものは、地域まちづくり推進団体認定申請書(様式第4号)に別表第1に掲げる図書を添えて市長に申請をすることにより、地域まちづくり推進団体

(以下「推進団体」という。)として市長の認定を受けることができる。

(1) 第4条第1項の規定による登録をしてから2年以上活動していること。

(2) 認定に必要な市民等の数として10人(1世帯につき1人)いること。

(3) 周辺住民に対し、地域まちづくりに関する活動の周知を行っていること。

2 第4条第2項の規定により登録したグループで次に掲げる要件を満たしたものは、前項の申請書に別表第1に掲げる図書及び事業計画書(様式第5号)を添えて市長に申請をすることにより、推進団体として市長の認定を受けることができる。

(1) 第4条第2項の規定による登録をしてから1年以上活動していること。

(2) 第4条第2項の規定により推薦した課長等の所属する課と地域まちづくりについて連携していること。

(3) まちづくり構想を3年以内に策定できる見込みがあること。

3 市長は、前2項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、適合していると認めるときは地域まちづくり推進団体認定書(様式第6号)により、適合していないと認めるときは地域まちづくり推進団体認定申請却下通知書(様式第7号)により通知するものとする。

4 推進団体は、まちづくり構想を策定しなければならない。ただし、第2項の規定により認定を受けた推進団体は当該認定を受けた日から起算して3年を経過した日までに、第12条に規定するコンサルタントの派遣又は第13条に規定する活動資金の助成を受けた場合は、その派遣又は助成を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までにまちづくり構想を策定しなければならない。

(推進団体の認定の変更)

第7条 推進団体は、前条第1項若しくは第2項の申請書又は添付書類に記載した事項に変更(推進団体の名称の変更その他の市長が軽微な変更と認めるものを除く。)が生じたときは、速やかに、地域まちづくり推進団体認定変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(都市計画・建設等活動団体の認定)

第8条 次に掲げる要件を満たした推進団体は、都市計画・建設等活動団体申請書(様式第9号)に別表第2に掲げる図書を添えて市長に申請をすることにより、都市計画・建設等活動団体(以下「活動団体」という。)として市長の認定を受けることができる。

- (1) まちづくり構想を策定した推進団体であること。
- (2) まちづくり構想の目的がまちづくりルールであること。
- (3) 策定したまちづくり構想が地域住民等の大部分の合意を得ていること。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、適合していると認めるときは都市計画・建設等活動団体認定書(様式第10号)により、適合していないと認めるときは都市計画・建設等活動団体認定申請却下通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(活動団体の認定の変更)

第9条 活動団体は、前条第1項の申請書又は添付書類に記載した事項に変更(市長が軽微な変更と認めるものを除く。)が生じたときは、速やかに、都市計画・建設等活動団体認定変更届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(推進団体及び活動団体認定の取り消し)

第10条 市長は、第6条第1項又は第2項の規定により認定した推進団体又は第8条第1項の規定により認定した活動団体が、認定要件を満たさなくなったとき、解散したとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の規定による申請に虚偽その他不正な行為があったことが認められた場合
- (2) 第6条第4項ただし書の規定に違反した場合

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合は、遅滞なく認定取消通知書(様式第13号)を当該団体の代表者へ送付しなければならない。

(まちづくりアドバイザーの派遣)

第11条 市長は、グループ及び推進団体から要請があった場合に限り、まちづくりアドバイザーの派遣をすることができる。

(コンサルタントの派遣)

第12条 市長は、推進団体から要請があった場合に限り、コンサルタントの派遣をすることができる。ただし、当該推進団体が同一年度に前条に規定するまちづくりアドバイザーの派遣を受けた場合は、コンサルタントの派遣はしない。

2 市長は、活動団体から要請があった場合に限り、まちづくりルールの策定に必要ながあると認めたときは、コンサルタントの派遣をすることができる。

(活動資金の助成)

第13条 市長は、推進団体及び活動団体から要請があった場合、地域まちづくりを推進するため必要と認めたときは、活動資金を助成することができる。

2 市長は、推進団体又は活動団体が同一年度内に市から他の補助金等を受けている場合又は受けることができる場合は、前項の規定にかかわらず、活動資金の助成は、行わない。

(茨城県都市計画協会からのアドバイザー派遣)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当している場合は、茨城県都市計画協会が実施するアドバイザー派遣を受けるために必要な推薦をすることができる。

- (1) 第4条第1項又は第2項の規定によるグループとして登録をしていること。
- (2) 第6条第1項又は第2項の規定による推進団体に認定されていること。
- (3) 第8条第1項の規定による活動団体に認定されていること。

(大学との連携)

第15条 市長は、国立大学法人筑波大学と市との連携に関する協定書に基づき、この規則の目的を達成するための事業を大学と連携して実施するものとする。

(適用除外)

第16条 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるグループ、推進団体又は

活動団体については、この規則の規定は、適用しない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 営利を主たる目的とするもの
(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

- 1 活動状況一覧（様式第14号）
- 2 周辺住民へ周知活動した資料
- 3 構成員名簿（様式第15号）

別表第2（第8条関係）

- 1 構成員名簿（様式第15号）
- 2 まちづくり構想
- 3 区域図（区域を朱線により明確にした2,500分の1以上の地形図又は住宅地図）
- 4 地域住民等の合意状況一覧（様式第16号）
- 5 合意状況図（2,500分の1以上の地形図又は住宅地図。区域図と併用可能）

様式第1号（第4条関係）

地域まちづくりグループ創設届出書

年 月 日

つくば市長 あて

届出者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

地域のまちづくり活動への支援に関する規則第4条第1項の規定により届け出ます。

グループの名称				
活動の主たる目的				
活動対象の地域				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
構成員				
	上記以外の構成員			

様式第2号（第4条関係）

地域まちづくりグループ推薦書

年 月 日

つくば市長 あて

推薦者 所 属

氏 名 ⑩

連絡先

下記の団体が地域まちづくりグループとして登録することに適していると推薦します。

団体の名称				
活動の主たる目的				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
構成員				
	上記以外の構成員			

様式第3号（第5条関係）

地域まちづくりグループ登録変更届出書

年 月 日

つくば市長 あて

届出者	住 所
	氏 名 ⑩
	連絡先

地域のまちづくり活動への支援に関する規則第5条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。

変更内容

様式第4号（第6条関係）

地域まちづくり推進団体認定申請書

年 月 日

つくば市長 あて

団体の名称

代表者氏名 ④

連絡先

つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則第6条〔第1項
第2項〕の規定によ
り地域まちづくり推進団体の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業計画書

団体の名称及び代表者									
活動の目的									
主な活動内容									
工程表									
	1年目			2年目			3年目		
活動内容	4月	10月	3月	4月	10月	3月	4月	10月	3月

上記の事業計画書のとおり活動を実施します。

団体の名称

代表者氏名

ⓐ

上記団体と連携し事業を実施します。

第4条第2項により推薦した課長等

課等名

氏名

ⓐ

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

㊟

地域まちづくり推進団体認定書

年 月 日付けでつくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則
第6条〔第1項
第2項〕の規定により申請のあった下記の団体を，同条第3項の規定によ
り地域まちづくり推進団体に認定します。

団体の名称				
活動の主たる目的				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
構成員	構成員は，別添構成員名簿による			

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

印

地域まちづくり推進団体認定申請却下通知書

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により却下します。

団体の名称				
活動の主たる目的				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
却下の理由				

様式第8号（第7条関係）

地域まちづくり推進団体認定変更届出書

年 月 日

つくば市長 あて

団体の名称

代表者氏名

⑩

連絡先

年 月 日付け 第 号で認定を受けた内容に変更が生じたので、届け出ます。

変更内容

様式第9号（第8条関係）

都市計画・建設等活動団体申請書

年 月 日

つくば市長 あて

団体の名称

代表者氏名

㊞

連絡先

- つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則第8条の規定により都市計画
- ・建設等活動団体の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

㊟

都市計画・建設等活動団体認定書

年 月 日付けで申請のあった下記の団体を、つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則第8条第2項の規定により都市計画・建設等活動団体に認定します。

団体の名称				
活動の主たる目的				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
構成員	構成員は、別添構成員名簿による			

様式第11号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

印

都市計画・建設等活動団体認定申請却下通知書

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により却下します。

団体の名称				
活動の主たる目的				
代表者	氏 名	住 所	連絡先	職 業
却下の理由				

様式第12号（第9条関係）

都市計画・建設等活動団体認定変更届出書

年 月 日

つくば市長 あて

団体の名称

代表者氏名

㊞

連絡先

年 月 日付け 第 号で認定を受けた内容に変更が生じたので、届け出ます。

変更内容

様式第13号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

つくば市長

印

認定取消通知書

つくば市地域まちづくり活動への支援に関する規則第10条第1項の規定により認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

認定取消の理由

様式第14号（第6条関係）

活動状況一覧

日時	活動内容	人数	配付資料等

※ 活動内容は、団体内の打合せか周辺住民への広報活動かを明確に記載してください。なお、広報活動の場合は、広報の手法や対象者などについても明確に記載してください。

様式第15号（第6条，第8条関係）

年 月 日

構成員名簿（新規・変更）

代表者	氏名		住所	職業	連絡先	メールアドレス
構成員	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					

※ 連絡先については，日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。

様式第16号（第8条関係）

（表）

年 月 日

地域住民等の合意状況一覧

	住 所	氏 名	印	連絡先	職業
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(裏)

	住 所	氏 名	印	連絡先	職業
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

※ 地域住民等が40人以上の場合は、番号を修正して利用してください。